

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年5月13日
【事業年度】	第43期(自平成18年7月1日至平成19年6月30日)
【会社名】	一正蒲鉾株式会社
【英訳名】	ICHIMASA KAMABOKO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野崎正博
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市東区津島屋7丁目77番地
【電話番号】	025 270 7111 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 広田恭一
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市東区津島屋7丁目77番地
【電話番号】	025 270 7111 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 広田恭一
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

1. 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年9月27日に提出いたしました第43期（自平成18年7月1日至平成19年6月30日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2. 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3. 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(9) <省略>

(訂正後)

(1)～(9) <省略>

(10) 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

(11) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

___自己株式の取得

当社は自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは経営環境の変化に対応し、機動的な経営を遂行することを目的とするものであります。

___中間配当

当社は中間配当について、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(12) 株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。